

医療法人幸生会

琵琶湖中央リハビリテーション病院

介護事業部(デイケアセンター/訪問リハビリテーション)

虐待防止検討委員会

・虐待防止のための指針

Ver.1.3

1. 高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)は、平成 18 年(2006 年)4 月 1 日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や被虐待高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

2. 事業所における基本方針・目的

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めます。法人内および事業所における高齢者虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

3. 虐待の定義

高齢者虐待防止法による定義 高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上の者と定義しています(第2条第1項)。ただし、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます(第2条第6項)。また、高齢者虐待を、養護者による高齢者虐待、及び養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義しています。

高齢者虐待の内容・区分	内容
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄または放任し高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている事

心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える事
性的虐待	本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する事

4. 虐待防止検討委員会 その他法人内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

事業所は虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的に「虐待防止検討委員会」を設置します。

(2) 虐待防止検討委員会の構成員

管理者、所属長、課長、係長、主任 ※別紙 虐待防止検討委員会名簿

(3) 委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関する事
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
- ③ 虐待防止のための職員研修に関する事
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関する事
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関する事
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止に関する事
- ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

5. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底します。

職員研修は、高齢者虐待防止に関する研修を原則年1回以上実施し、必要に応じて職員採用時に実施します。

6. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

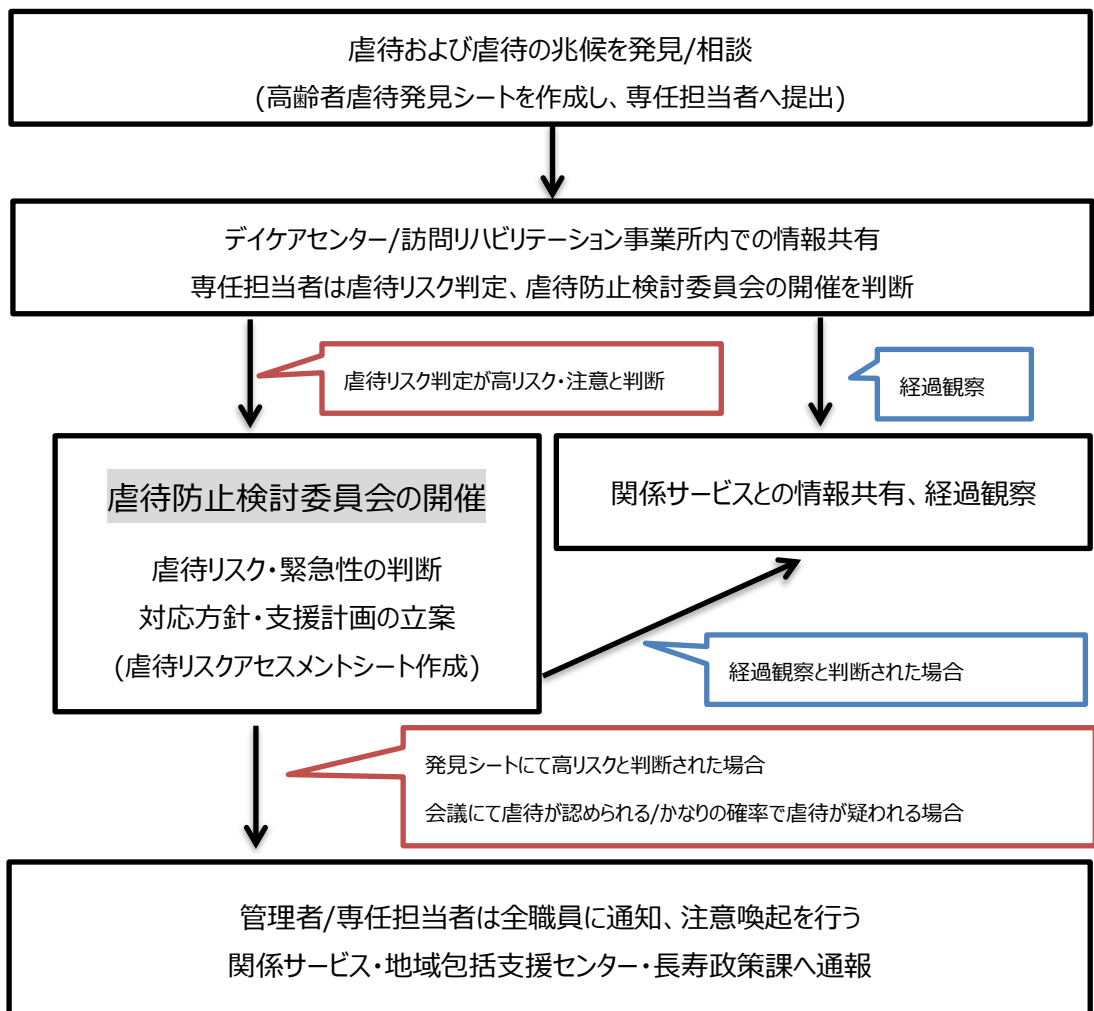
虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待

者の権利と生命の保証を最優先します。

7. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は 4.(2)に定めた構成委員とします。
- (2) 虐待等が疑われる場合は、各構成委員に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (3) 職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、構成委員は職員に対し、利用者、利用者家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めるよう促します。
- (4) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、デイケアセンター/訪問リハビリテーション事業所内で情報共有およびアセスメントを実施します。管理者および専任担当者は虐待防止検討委員会を開催し、事実関係の確認を行い、速やかに介護支援専門員に報告し連携を図るとともに、必要に応じて関係機関に通報します。



(5) 市町村連絡先一覧

《あんしん長寿相談所・長寿政策課 連絡先》

【受付時間:平日(月～金)9～17時】

名称	住所	担当地域	電話番号	FAX
比叡あんしん 長寿相談所	坂本 7 丁目 24-1 (平和堂坂本店3階)	雄琴・坂本・ 日吉台	578-6637 578-6692	578-8120
比叡第二あんしん 長寿相談所	下阪本 6 丁目 39-23	下阪本・唐崎	579-5290 579-5291	579-5292
中あんしん 長寿相談所	浜大津4丁目1-1 (明日都浜大津5階)	藤尾・長等・ 逢坂・中央	528-2003 528-2006	527-3022
中第二あんしん 長寿相談所	南志賀 1 丁目 7-27 (丸一荘 102 号室)	滋賀・ 山中比叡平	521-1471 521-1472	521-1473
膳所あんしん 長寿相談所	膳所 2 丁目 5-5 (さがみ川老人憩の家併設)	平野・膳所	522-8867 522-8882	522-1198
晴嵐あんしん 長寿相談所	粟津町 1-18	富士見・晴嵐	534-2661 534-2662	534-2664
南あんしん 長寿相談所	南郷 1 丁目 14-30 (南老人福祉センター併設)	石山・南郷	533-1332 533-1352	534-9256
南第二あんしん 長寿相談所	稲津 1 丁目 17-12	大石・田上	546-6880 546-6881	546-6882
瀬田あんしん 長寿相談所	大江 3 丁目 2-1 (瀬田市民センター内)	瀬田・瀬田南	545-3918 545-3931	543-4436
瀬田第二あんしん 長寿相談所	大萱 6 丁目 4-16	瀬田北・瀬田東	545-5760 545-5762	545-5820
青山あんしん 長寿相談所	松ヶ丘 7 丁目 15-1	上田上・青山	549-3195 549-3196	549-3197
大津市役所 長寿政策課	御陵町 3-1 (市役所本館 2 階)		528-2741	526-8382

8. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び利用者家族がいつでも閲覧できるよう、ホームページに公表します。

9. その他

権利擁護及び虐待防止等のための院内・事業所内研修のほか、外部機関により提供される研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。

附則

本指針は 2024 年 3 月 1 日より施行

2024 年 6 月 1 日	虐待防止検討委員会の構成員 一部変更
2024 年 10 月 1 日	虐待防止検討委員会の構成員 所属部署変更
2025 年 2 月 1 日	虐待防止のための指針 追記及び一部改訂